

表 1 評価基準 (1/2)

評価項目	着 眼 点	配 点	
①業務の実績	①- 1. 横浜市環境創造局下水道管路部もしくは土木事務所が発注し、平成 27 年度から令和元年度に完了した下水道管路施設に係る工事の最終契約金額 (JVでの請負工事については自社分) の計。	10 点	40 点
	①- 2. 横浜市環境創造局下水道管路部もしくは土木事務所が発注し、平成 27 年度から令和元年度に完了した下水道管路施設に係る委託の最終契約金額 (JVでの受託委託については自社分) の計。	10 点	
	①- 3. ①- 1 の対象工事及び①- 2 の対象委託 (成績評定点の通知を受けているものに限る) の成績評定点の平均点。	10 点	
	①- 4. 統括マネジメント業務を担当する企業が、共同企業体の代表構成員の経験を有しているか (発注者又は委託者が他の地方公共団体や官公庁のものでも可)。	10 点	
②実施方針	②- 1. 業務全体の目的や業務内容に対する理解度。	10 点	20 点
	②- 2. 各業務 (詳細調査 (計画、緊急)、緊急清掃、緊急修繕、統括マネジメント) の課題認識と、その課題に対する対応方針。	10 点	
③業務内容への提案	③- 1. 業務全体のセルフチェックの仕組みに対する提案。	10 点	30 点
	③- 2. 計画的詳細調査業務について、品質を確保するための取組に対する提案。	10 点	
	③- 3. 構成企業間や、関係機関等との対外的な調整を円滑に行うための取組に対する提案。	10 点	
④追加提案	④- 1. 新たな手法や業務の進め方に関する工夫など、効率的・効果的な業務遂行に資する取組に対する提案。	10 点	20 点
	④- 2. 市職員や市内企業の技術力向上及び市民の下水道事業に対する理解促進に資する取組に対する提案。	10 点	

表2 評価基準（2/2）

評価項目	着 眼 点	配 点	
⑤業務実施体制	⑤－1. 構成企業数によらず、同一業務を担当する構成員同士、及び別業務を担当する構成員同士の連携がスムーズに図れる体制。	10点	50点
	⑤－2. 本市監督員との連絡を確実かつ速やかに行うための方法。	10点	
	⑤－3. 詳細調査業務及び清掃業務で確実に使用できる機材や車両等について、実作業を担当する企業が保有またはリース（リース会社からリースする場合、または、業者間の賃貸借の場合）している契約状況を提案時点で確認できるか。	10点	
	⑤－4. 危機管理・安全管理体制及び安全対策の方法。	10点	
	⑤－5. 休日や夜間も含め、緊急業務に迅速に対応できる体制。	10点	
⑥地域貢献度	⑥－1. 市内企業の数。（※1）	10点	30点
	⑥－2. 市内企業が担当する業務の割合（事業費ベース）。	10点	
	⑥－3. 本市の下水道事業に係る災害時協定を締結している団体に所属している企業の数。（※1）	10点	
⑦企業としての取組（※2）	⑦－1. 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	1点	10点
	⑦－2. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	1点	
	⑦－3. 次世代育成支援対策推進法による認定の取得（くるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得	1点	
	⑦－4. 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	1点	
	⑦－5. 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%の達成	1点	
	⑦－6. 健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	1点	
	⑦－7. 横浜市地球温暖化対策計画書制度に基づき、計画書を提出しているか。	1点	
	⑦－8. 中小規模事業者向け地球温暖化対策に基づく省エネ活動を推進しているか。	1点	
	⑦－9. その他環境に配慮した取組を実施しているか。	1点	
	⑦－10. 公共事業以外で自発的に地域貢献に取り組んでいるか。	1点	
評価点の合計（200点）			

※1 対象に組合が含まれる場合、組合は1者として計算する。

※2 いずれかの構成員が該当していれば「満たしている」として評価する。